



みんなで知ろう！！

ヤングケアラー サポート



▶ ヤングケアラーとは

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていること



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

問題点

子どもには、元気で健やかに育つ権利（子ども権利条約 ※次頁参照）をもっているが、ヤングケアラーとなり、自身のみで抱え込んでしまうことで、主に下記のような問題が浮上する。



学業に影響する

実際の授業参加のみならず、予習／復習等、学業全般に時間を割くことができず、学力への影響が懸念される。また、欠席／遅刻／早退が増えることや持ち物や提出物の忘れなどの懸念もある。



交友関係が希薄になりやすい

部活動や友達と遊ぶ時間が奪われ、交友関係が希薄になり孤独を感じる子どもが出てくる可能性がある。



健康が損なわれる

介護が必要な家族のケアなどで昼夜逆転等、睡眠不足や生活リズムが崩れ、健康が損なわれる可能性がある。



就学／就職の機会制限が出やすい

介護の負担が進路や就職に影響するケースもある。そもそも勉強する時間がとれない、金銭的な負担から労働せざるを得ないなどの理由で進路を制限されてしまう事例もある。世話をする相手の近くでなければならないため、場所の制限があったり、自分にできると思う仕事の範囲を狭めて考えてしまう、自分のやってきたことをアピールできない等。



自由の制限

子どもならではのやりたいことや自身が興味を持ったものに対して時間をかけることができない。

子どもの権利条約

ヤングケアラーに関連する子どもの権利条約の一部抜粋

第3条 子どもにもっともよいことを



子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。

第6条 生きる権利・育つ権利



すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。

第12条 意見を表す権利



子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

第13条 表現の自由



子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。

第24条 健康・医療への権利



子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。

第26条 社会保障を受ける権利



子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。

第27条 生活水準の確保



子どもは、心やからだがかすこやかに成長できるように生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。

第28条 教育を受ける権利



子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第31条 休み、遊ぶ権利



子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護



子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。

子どもの権利条約とは、1989年に「子どもの権利条約」が国連で採択され、1990年に国連条約として発効。日本は、1944年4月22日に批准開始

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。18歳未満の児童を対象とし、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要な事項を規定した54条から成る。成長過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。

ヤングケアラーの認知度

調査対象：（全体）中学2年生：5,558人／高校生2年生：7,773人／通信制高校生：445人

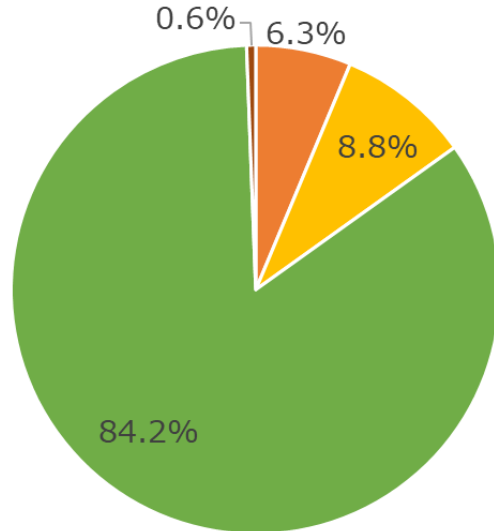
平均8割以上がヤングケアラーについて、聞いたことは無いを占めており、内容を把握していないことも考慮すると、全体で「90%以上」がヤングケアラーの認知ができていない実情となっている。

聞いたことは無い：
平均**84.4%**

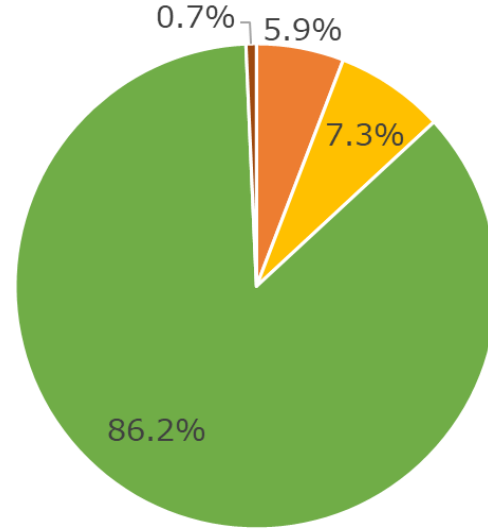
聞いたことはあるが、よくわからない：
平均**8.0%**

聞いたことがあり、内容も知っている：
平均**6.8%**

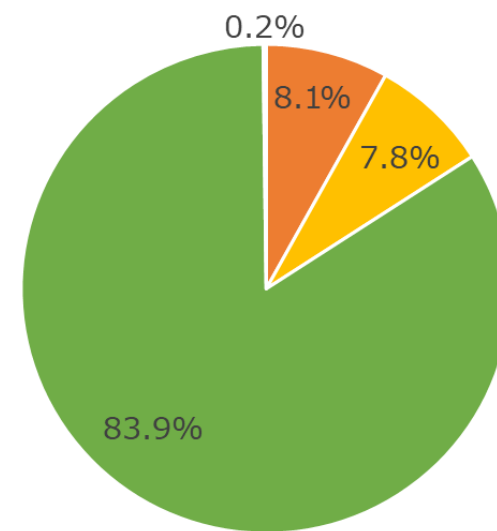
中学2年生：5,558人



高校2年生：7,773人



通信制高校生：445人



※当データは下記の参考資料から当社が分析したものを含みます
参考：ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 令和3年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

数字で見るヤングケアラーの実態

調査対象：（全体）中学2年生：5,558人／高校生2年生：7,773人／通信制高校生：445人

（世話をしている人が「いる」と回答した数）：中学2年生：319人／高校生2年生：307人／通信制高校生：49人

世話をしている家族の有無



15人に1人

中学2年生(5,558人中)：17.5人に1人
高校2年生(7,773人中)：15.8人に1人
通信制高校生(445人中)：9人に1人

世話をしている頻度



**2人に1人が
ほぼ毎日**

中学2年生(319人中)：2.2人に1人
高校2年生(307人中)：2.4人に1人
通信制高校生(49人中)：1.5人に1人

世話に費やす時間（1日あたり）



**平均7人に1人が
7時間以上**

中学2年生(319人中)：8.6人に1人
高校2年生(307人中)：9.8人に1人
通信制高校生(49人中)：4人に1人

世話を一緒にしている人



**自分のみで世話をしている
約10%**

中学2年生(319人中)：10.9人に1人
高校2年生(307人中)：6.4人に1人
通信制高校生(49人中)：7人に1人

世話を始めた年齢



9.9歳

中学2年生：平均9.9歳
全日制高校2年生：平均12.2歳

ヤングケアラーの自覚



**平均96%が
無自覚**

中学2年生(5,558人中)：1.8%
高校2年生(7,773人中)：3.5%
通信制高校生(445人中)：7.2%

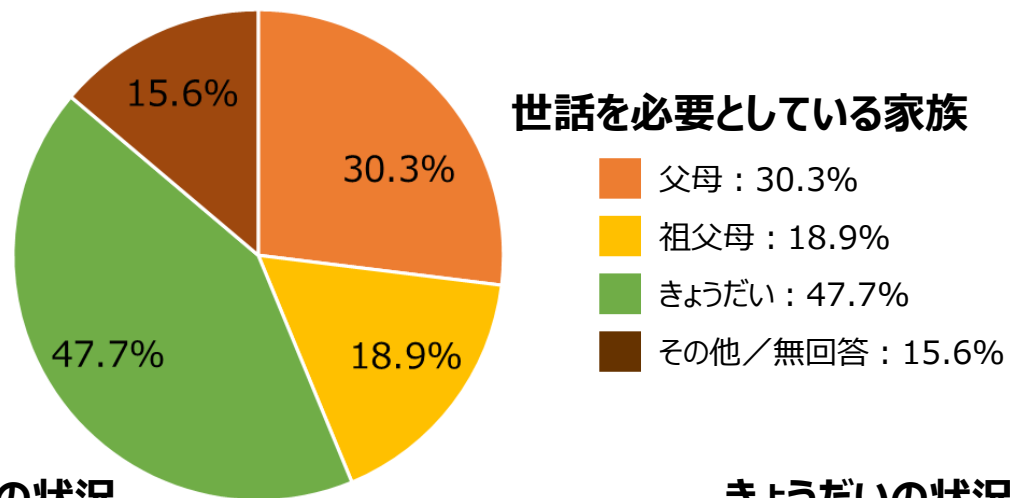
※当データは下記の参考資料から当社が分析したものを含みます

参考：ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 令和3年3月 三菱UFリサーチ&コンサルティング

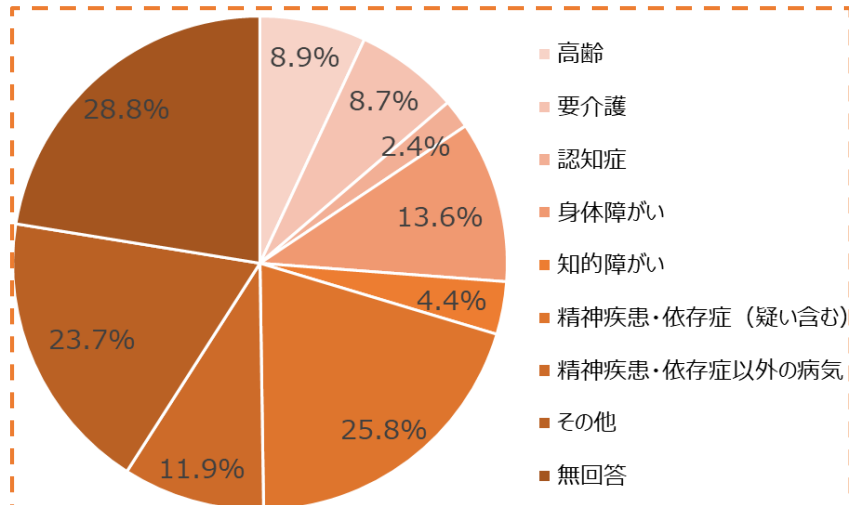
世話を必要としている家族／状況

世話の対象としては、若いきょうだいが一番多く、次いで、精神疾患・依存症（疑い含む）の父母が多くなっている。

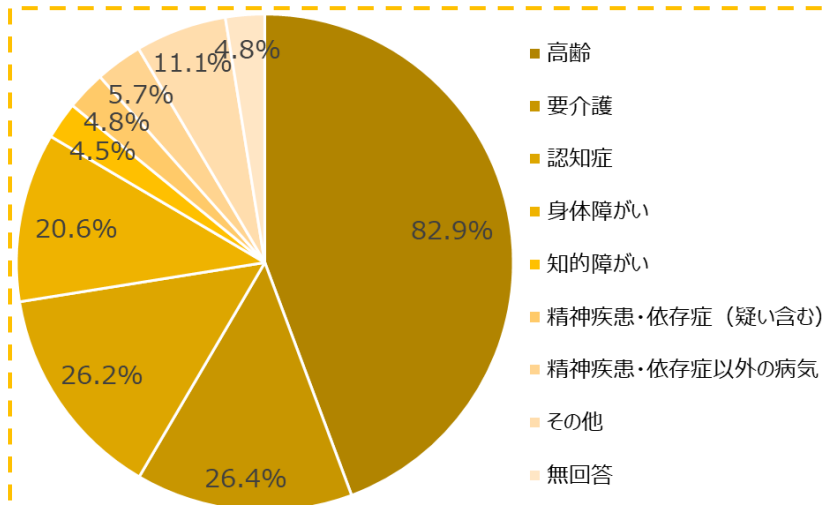
世話を必要としている家族



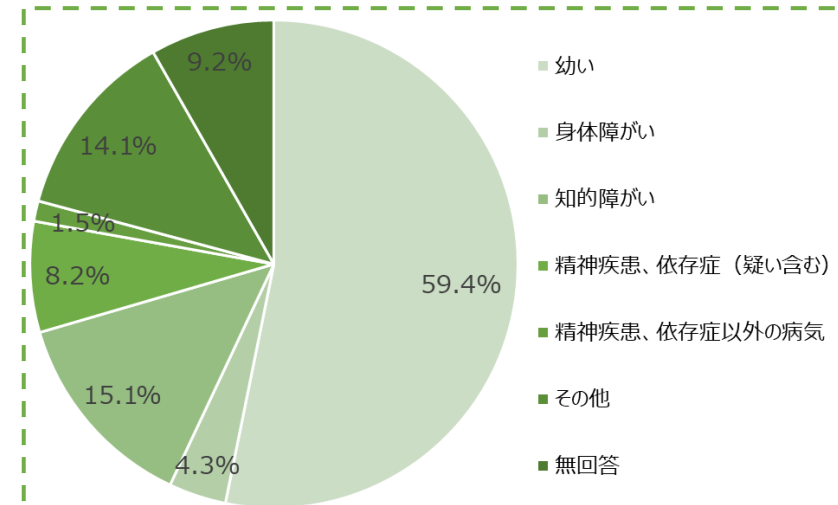
父母の状況



祖父母の状況



きょうだいの状況

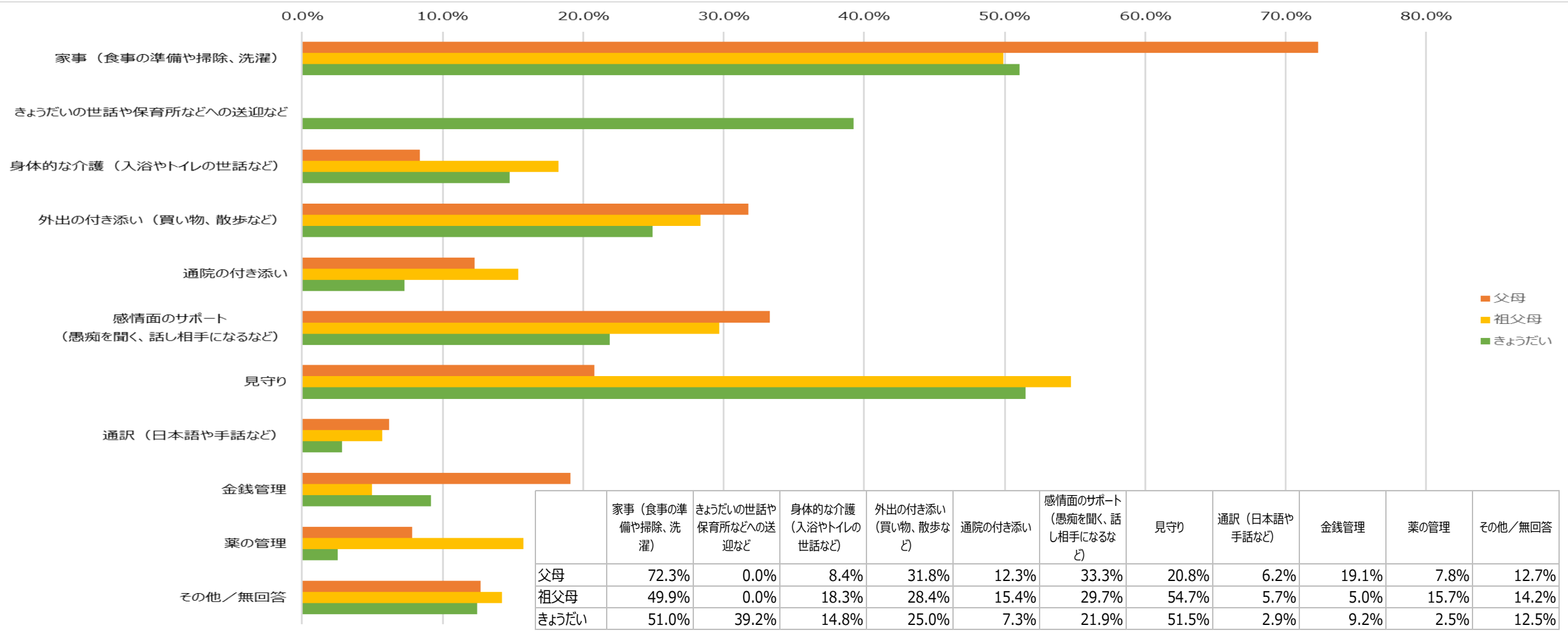


※当データは下記の参考資料から当社が分析したものを含まず

参考：ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 令和3年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

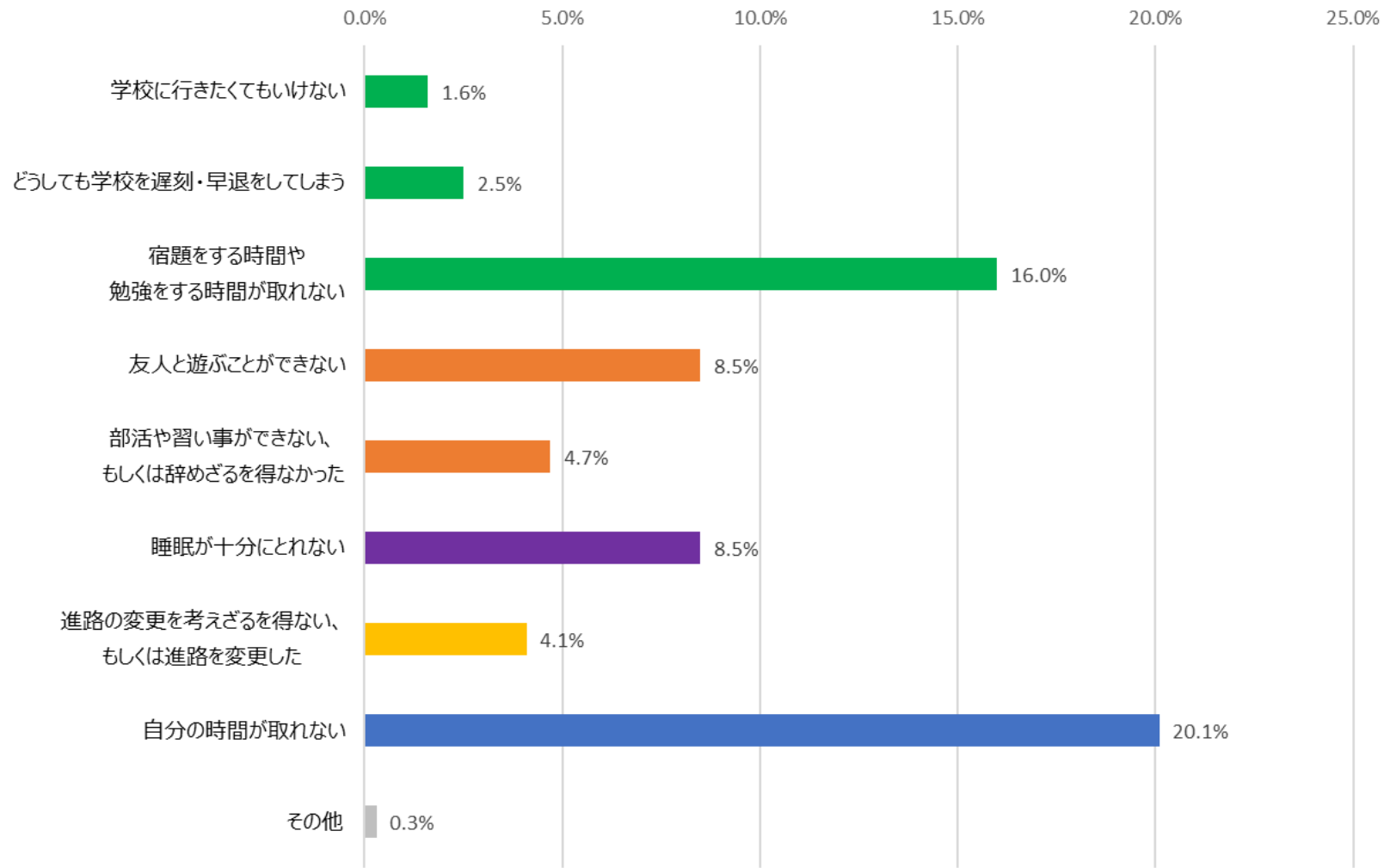
世話の内容

父母が対象の場合は、①家事（食事の準備や掃除、洗濯）、②感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）の順で、
祖父母が対象の場合は、①見守り、②家事（食事の準備や掃除、洗濯）の順になっている。
きょうだい対象の場合は、①家事（食事の準備や掃除、洗濯）、②きょうだいの世話や保育園などへの送迎など）が多くなっている。



※当データは下記の参考資料から当社が分析したものを含みます
参考：ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 令和3年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

世話をしているために、やりたいけれどできていないこと（中学2年生）



① 学業への影響 : 20.1%

- ・学校に行きたくても行けない
- ・どうしても学校を遅刻・早退をしてしまう
- ・宿題をする時間や勉強をする時間が取れない

② 交友関係の希薄 : 13.2%

- ・友人と遊ぶことができない
- ・部活や習い事ができない、もしくは辞めざるを得なかった

③ 健康が損なわれる : 8.5%

- ・睡眠が十分にとれない

④ 進学／就職の制限 : 4.1%

- ・進路の変更を考えざるを得ない、もしくは進路を変更した

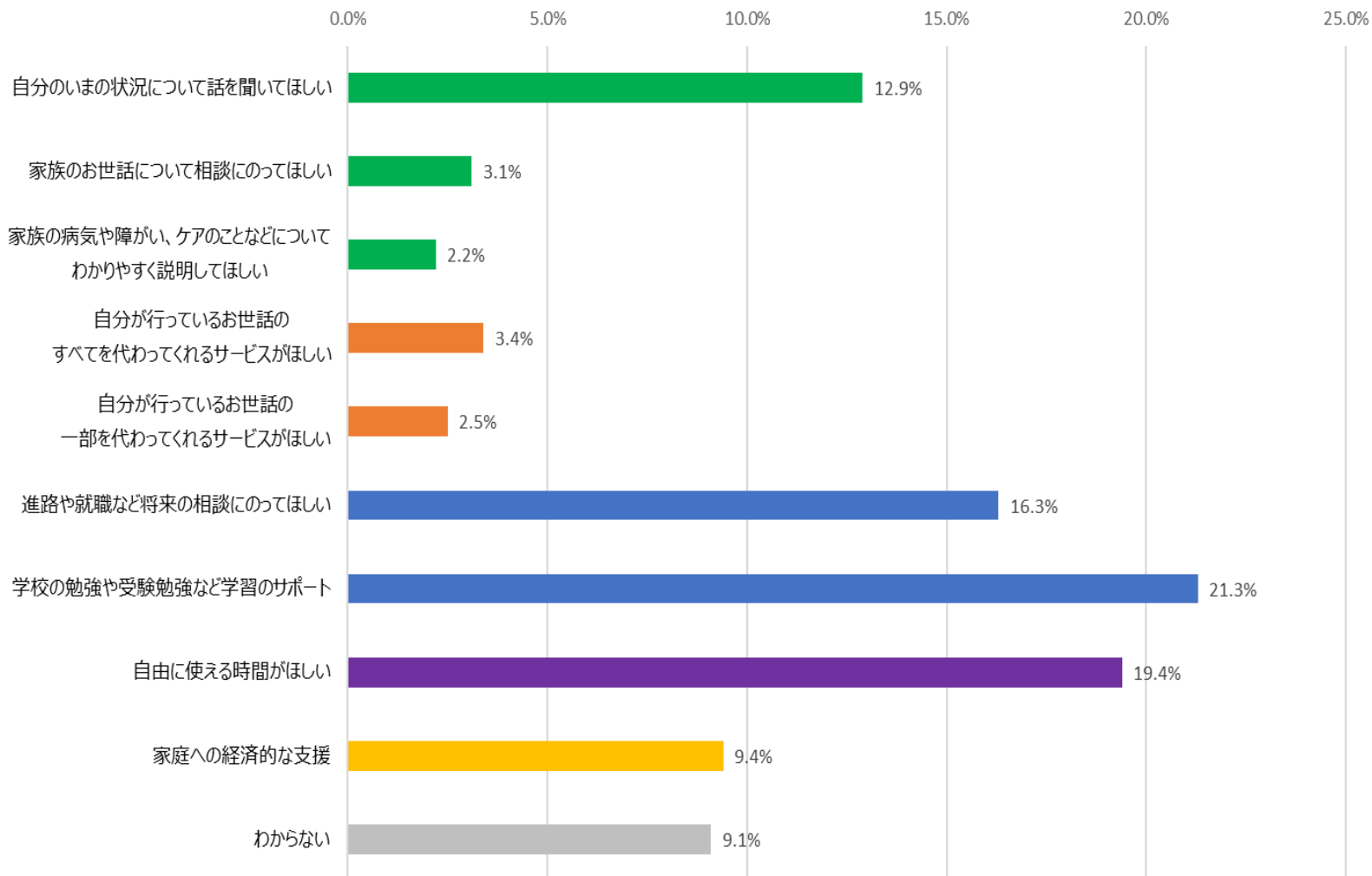
⑤ 自由の制限 : 20.1%

- ・自分の時間が取れない

※当データは下記の参考資料から当社が分析したものを含みます

参考：ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 令和3年3月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング

学校や大人に助けてほしいこと、必要な支援（中学2年生）



精神的：18.2%

- ・自分のいまの状況について話を聞いてほしい
- ・家族のお世話について相談にのってほしい
- ・家族の病気や障がい、ケアのことなどについてわかりやすく説明してほしい

身体的：5.9%

- ・自分が行っているお世話のすべて／一部を代わりにしてくれるサービスがほしい

自由：19.4%

- ・自由に使える時間がほしい

学業／進路：37.6%

- ・進路や就職など将来の相談にのってほしい
- ・学校の勉強や受験勉強など学習のサポート

経済的：9.4%

- ・自分の時間が取れない

※当データは下記の参考資料から当社が分析したものを含みます

参考：ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 令和3年3月 三菱UFリサーチ&コンサルティング

1

啓発活動

認知向上とともに、正確な情報を発信する

- ・オンラインサロン
- ・冊子配布
(漫画のような入り込みやすい内容の冊子)
- ・ポスター貼付
(学校、病院、介護施設、役所、掲示板、集合住宅、その他店舗)
- ・Web、SNS発信

有識者
(各関連機関の関係者)



ヤングケアラー、一般、
自治体、学校等



2

悩み相談

当事者が有識者や専門家に相談する機会を設ける

- ・オンラインサロン
- ・メタバース

ヤングケアラー



有識者
(各関連機関の関係者)



3

居場所作り (コミュニティ構築)

当事者同士が悩みを打ち明け、共感してもらう

- ・オンラインサロン
- ・メタバース

ヤングケアラー同士のふれあい

